第89号　発行日：令和5年7月1日

ネットコア通信

連載！インボイス制度③
～正しく納税するために！～

インボイス制度の開始まで残り3か月となりました。連載3回目になる今回は、「インボイスを受け取る側」としての対応をご紹介します。自社が課税事業者の場合、仕入税額控除を正しく受けるには、何よりも仕入先から受け取るインボイスが肝要です。そのため、仕入先企業に対して確認すること・依頼すること等の準備が必要です。既にご存知のことも多いとは思いますが、復習を兼ねてみていきましょう。

まず、当社が実際に行った対応は以下の通りです。

１．自社が発行する書類のインボイス対応
①自社が発行する書類の洗い出し
②インボイスとする書類の決定
③インボイスとする書類に必要項目を追加
２．取引先から受け取るインボイスへの対応
①取引先から受け取る書類の洗い出し
②取引先がインボイス発行事業者になる予定か確認
③取引先のインボイス登録番号の収集

前号で１．「インボイスを発行する側」としての対応をご紹介しましたので、今回は２．「インボイスを受け取る側」としての対応を当社の実例を交えて説明します。

①取引先から受け取る書類の洗い出し

まずは、自社が取引先から受け取る書類に何があるかを洗い出しました。納品書や請求書等、複数種類あることが多いですが、何をインボイスとするかは取引先が決めること。この段階では、自社でどのように経理処理しているか、どう保管しているか等、現状の確認を行いました。

また、ここで同時に仕入先が課税事業者か免税事業者かの仕分けをすることも重要です。これまではあまり意識していなかったことだと思いますが、フリーランスや副業を行う個人、小規模事業者等との取引がある場合は要チェックです。

②取引先がインボイス発行事業者になる予定か確認

インボイス発行事業者になることは、強制ではありません。そのため、取引先がどちらの選択をするかはとても重要です。それによって、その取引先に支払った消費税を仕入税額控除できるかどうかが決まるからです。準備不足のせいで消費税を多く納税しなければならなくなった、なんてことにならないようにしましょう。

取引先への確認は、自社の登録番号の通知書にインボイス登録の意向確認書類を同封して郵送し、返信していただく形で行いました。送付する文書の内容は、インターネットで検索すると様々なものが見つかりますので、まだの方は探してみてください。お急ぎの場合はメールやFAXの方がスムーズかもしれません。

代表取締役
篠﨑 みのり

免税事業者の取引先がある場合は、この時点で十分にコミュニケーションを取っておく必要があります。今後課税事業者になり、インボイス発行事業者になる予定であれば問題ありません。しかしその予定がない場合、仕入税額控除ができなくなり自社の負担増となります。取引先への確認、取引先が課税事業者（インボイス発行事業者）にならない場合の交渉（今後の予定、価格交渉等）、さらに取引先の見直しをする必要が出てくるかもしれません。そうなると時間が掛かってしまう可能性があります。

③取引先のインボイス登録番号の収集

②の返信用書類に、取引先の登録番号も記入の上返信いただくようにしたところ、当社では全て収集ができました。規模の大きな企業（ゆうちょ銀行等）では、ホームページに掲載されているケースもあります。また、取引先が法人なら国税庁の「適格請求書発行事業者公表サイト」で法人番号の頭に「T」を付けて検索ができます。（ただし、このサイトでは登録番号からしか検索はできません。データをダウンロードすれば企業名等からの検索が可能とのこと。）

以上が、当社で行った準備です。自社内のみで完結する問題ではないため、今春から時間をかけて対処していきました。まだお済でない方、まだ間に合います。今すぐに取り掛かりましょう！

なお、次の段階としては、制度が施行される10月以降の日常業務の準備が待っています。書類を受け取るたび、それがインボイスなのか（先方がインボイス発行事業者かどうか）、書類に必要事項がもれなく記載されているか等、これまでなかった確認作業が追加されます。しかも、施行日から6年に渡り経過措置期間が設けられているため、消費税額の計算も複雑になります。ミスの発生を防ぐためにも、自動化できる部分はインボイス制度対応システムに任せてしまいましょう。どのシステムが良いかお悩みの方、当社で取り扱うOBCの奉行シリーズはインボイス制度に順次対応しておりますので、安心してご利用いただけます。是非ご相談ください。

令和４年１月改正

押さえておきたい！

電子帳簿保存法
電子取引制度

前回のネットコア通信では、「電子帳簿保存法」のうち「スキャナ保存制度」についてご説明しました。今回は、「電子取引制度」について紹介します。

全事業者が対象

電子取引制度

受領または送信した電子データを電子データのまま保存

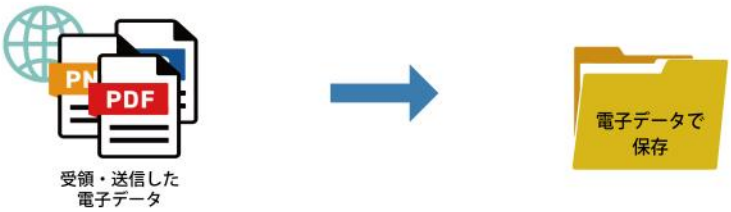

2024 年 1 月 1 日からは
すべての事業者が
電子取引の保存に対応しなければなりません！

point!

令和4年1月1日から、電子で受け取ったり送信した書類は電子データのままで保存することが義務付けられました。
今は2年間（令和4年1月1日から令和5年12月31日までの期間）の宥恕期間中です。
この「宥恕（ゆうじょ）」は"寛大な心で許す"という意味で　"やむを得ない事情"であるため2年間強制執行を延期し、紙保存を認めるということになります。
電子取引でデータを受領したものについて電子保存しない場合は法令違反となり、青色申告の取り消し、重加算税の課税、会社法による過料といった罰則が科せられます。

そこで！

OBC の請求管理電子化クラウドで請求管理を電子化！

奉行 請求管理電子化 クラウド

どんな販売管理システムでも PDF でかんたん連携！

ご利用中の販売管理システムから、出力される請求書を PDF 化すれば、請求データとしてかんたんに取り込めます。

改正された電子帳簿法にかんたん対応！

請求書データはタイムスタンプ付きの電子請求書として発行されます。
改正電子帳簿保存法の要件に対応した検索が可能です。

作業時間・業務プロセス大幅削減！

電子請求書はワンクリックで送付でき、スケジュール設定による指定日時の自動配信にも対応します。

カスタマーサービス課　地齋（ちさい）

ITのお悩み
解決いたします！

ネットコアとは？
例えるなら、パソコン関係の何でも屋です。

ABOUT US

当社は、貴社の業務に合わせたオーダーメイドシステムの開発のほか、OBC奉行シリーズ等のパッケージソフト販売、ホームページ作成等、パソコン関係のお困りごとをワンストップで解決する会社です。

基幹業務向けシステム開発
勤怠管理や運送管理など、市販のソフトでは対応できない貴社専用ソフトウェアを開発いたします。

ＩＴコンシェルジュ
貴社のＩＴトータルサポート役として様々なご相談に乗り、適切なアドバイスで安全なＩＴ運用をご支援いたします。

ホームページの作成
会社の情報を公開することは、会社全体の信頼につながります。目的やご予算に合わせてご提案いたします。

ハードウェアの販売
PC、モニター、プリンター等、最新機種への入替え・追加、中古品の販売も可能です。
また、修理も承ります。

ご相談だけでもOK！

まずはお問合せください！

カスタマーサービス課　津田（つだ）
028-649-0111

今月号の内容
■連載！インボイス制度 ～正しく納税するために！～
■押さえておきたい！電子帳簿保存法　電子取引制度　カスタマーサービス課
■ITのお悩み、解決いたします！　カスタマーサービス課
■足尾の植樹活動　SDGs推進委員会

足尾の植樹活動

5/21(日)栃木県倫理法人会主催の足尾の植樹活動に参加しました。

この活動は、地域住民やボランティア団体・地元企業などが協力して行われています。当日は好天に恵まれ、さわやかな新緑に囲まれて、多くの参加者と共に気持ちの良い汗を流してきました。

足尾の植樹活動は、過去の鉱山の遺産を生かしながら、地域の環境再生や持続可能な未来への取り組みを進める試みです。

下で道具と肥料などを受け取って、いざ登ります

足尾植樹活動

森林の再生:足尾の鉱山跡地や周辺地域において、針葉樹や広葉樹などの樹木を植樹する活動が行われています。これにより、土壌の保水力向上や風景の回復、生物多様性の増加を目指しています。

環境教育:植樹活動を通じて、地域の住民や学生たちに環境保全の重要性や自然の営みについて学ぶ機会を提供しています。自然環境の大切さや持続可能な社会の実現に向けた意識を高めることにつながります。

コミュニティの結びつき:植樹活動は地域のコミュニティ活動としても位置づけられており、地域住民やボランティアが一体となって参加しています。地域の絆を深めるとともに、共同の目標に向かって取り組む機会となっています。

大澤会長も苗と肥料を入れ、水やり。一段一段が結構な斜面になっていて一苦労です。

今回植樹活動に参加したことで、人類の利便性によって破壊された自然を取り戻すための労力と時間の大きさに呆然としました。

また、数十年も前から再生に取り組んできた人々へ深い敬意を抱くとともに、こういった活動が広まり受け継がれていくことを願ってやみません。

SDGs推進委員会　相場りえ子

編　集　後　記

ある夕食時に中学1年の息子が「水の沸点は100℃なのに、なぜ空気中にあるのか」と言い出しました。気化という状態変化に沸騰と蒸発があることを知らないゆえの疑問なのですが、教えて終わりでは勿体ない。「確かにそうだね」から入り、実際に身の回りにある類似現象をあげさせ、違いを考えさせ、理由を推測させ…。『考える』方法を教える難しさと共に、長男の成長に嬉しさも感じた夕食でした。教育に完成形は無く難しいものですね。

発　行　株式会社ネットコア
編　集　吉田　裕子

住　所　栃木県宇都宮市鶴田2-5-24クレインズ21 1F-A
(〒320-0857)
TEL　028-649-0111　FAX　028-649-0303
URL　https://www.netcore.co.jp
E-mail　netcore@netcore.co.jp